

避難所施設等への再生可能エネルギー設備導入等事業に関するプロポーザルの質問への回答

No	資料・項目名	頁	質問内容	回答
1	実施要領 6 参加資格・参加申し込み方法等 (1) 参加資格	1	・本事業への参加を複数企業(JV)で実施することは可能でしょうか。その場合、事業履行実績は、1社が有すればよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
2	実施要領 6 参加資格・参加申し込み方法等 (1) 参加資格	1	・事業履行実績に申請段階において、施工中の物件を含めてもよろしいでしょうか。	PPA 事業など長期契約事業は現在履行中のものでも構いません。
3	実施要領 6 参加資格・参加申し込み方法等 (1) 参加資格	2	・事業実績について、自社への発電電力の直使用を目的とした導入は含めることはできますでしょうか。	自社での実績は含めないものとします。
4	仕様書 2. 事業内容 (1)	1	・構造調査のため、耐荷重値等確認書を公開していただけますでしょうか。	選定された事業者に提供します。
5	仕様書 2. 事業内容 (1)	1	・新たに構造計算をしなければならない施設の費用は市の負担という認識でよろしいでしょうか。	市では構造計算は必須と考えませんが、仕様書に記載のとおり、事業費用には本事業の目的を達成するために必要となる一切の費用を含めるものとするため、事業者の負担となります。
6	仕様書 2. 事業内容 (5)	1	・対象施設における設置場所の工事履歴および改修工事等の計画は公開していただけますでしょうか。	選定された事業者に提供します。
7	仕様書 2. 事業内容 (5)	1	・撤去につきまして、設置場所へ固定した基礎(平板)は残して、架台のみの撤去でもよろしいでしょうか。	原状復帰して頂くことを考えております。
8	仕様書 2. 事業内容 (7)	1	・補助事業が一括申請の場合、採択結果により事業対象施設を減じてもよろしいでしょうか。	要領に記載のとおり、様式 5 に記載する施設について全て対象とし、様式 8 記載の太陽光発電設備定格出力については提案の変更は認めません。ただし、やむを得ず現地調査の結果、設置容量が減る場合は市と協議の上決定するものとします。
9	仕様書 2. 事業内容 (7)	1	・補助事業が施設個別申請の場合、不採択施設は事業対象から外してもよろしいでしょうか。	回答 No8 のとおりとなります。

No	資料・項目名	頁	質問内容	回答
10	仕様書 5. 対象施設	2	対象 106 施設の内、事業実施最低数はございますでしょうか。	回答 No8 のとおりとなります。
11	仕様書 6. 事業費用	2	・事業期間中、PPA 電力以外の不足分電力契約を事業者指定電気小売事業者にすることは可能でしょうか。	別途入札を行い事業者を選定します。
12	仕様書 6. 事業費用	2	・設置設備に対する電気事業法において、電気主任技術者の追加業務は貴所の負担と考えてよろしいでしょうか。	仕様書に記載のとおり、事業者は市及び市が別途選任する当該施設の電気主任技術者と、責任分界点、保全の内容及び費用負担等を協議することとし、設置する設備の保安に係る責任及び費用を負担するものとします。
13	仕様書 6. 事業費用	2	・検定を受けた電力量計は貴所にて設置いただけますでしょうか。	仕様書に記載のとおり、事業費用には本事業の目的を達成するために必要となる一切の費用を含めるものとするため、事業者の負担となります。
14	仕様書 6. 事業費用	2	・対象施設における現時点での統合計画は公開していただけますでしょうか。	現時点で施設の統廃合計画はありません。
15	仕様書 7. 条件等 (3) 各種関係手続	3	・貴所の都合で対象設備を移設する場合、売電できない期間に対する補償はしていただけますでしょうか。また、その場合の算定方法について、ご教示いただけますでしょうか。	別紙 2 リスク分担表に記載のとおり、市の責による事業内容の変更については市の負担となります。算定方法については都度、協議とさせていただきます。
16	仕様書 7. 条件等 (3) 各種関係手続	3	・設備移設に伴う費用負担について、1 回目は事業者負担、2 回目以降が貴所負担という認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
17	仕様書 7. 条件等 (3) 各種関係手続	3	・「改修工事等」とは、具体的には屋上防水の改修工事におけるパネルの全撤去、再取り付けを意味するのでしょうか。	屋上防水の改修工事やキュービクルの交換等が考えられます。
18	仕様書 7. 条件等 (5) その他の条件等	4	「市が承諾した維持管理計画書に基づいて～」とございますが、貴所が承諾をする基準をご教示いただけますでしょうか。	特段の基準は設けておらず、市の施設に影響が出ない範囲と考えています。

No	資料・項目名	頁	質問内容	回答
19	別紙2		法令・条例等の変更につきまして、将来的な変更についても一切事業者負担になるのでしょうか。(事業終了時における PV パネル処分方法に大きく制約された場合等)	仕様書(3) 各種関係手続に記載のとおり、別紙2 リスク分担表に定めのないものについては協議により決定します。